



# 移住者住宅改修支援事業費補助金

**愛媛県外から移住した方が居住を目的として購入・賃借した空き家の住宅改修・家財道具搬出等について費用の3分の2を補助します。**

上限額：①住宅改修**200万円**

(中学生以下の子どもがいる子育て世帯は**400万円**)

②家財道具搬出等**20万円**

★人口減少率の著しい地域等で事業実施する場合、さらに加算されます。

・**上限額：①→250万円(子育て世帯500万円)、②→25万円**

・**補助率：6分の5**

★住宅改修は50万円以上、家財道具搬出等は5万円以上から事業対象です。



**※交付決定前の改修等は対象外です。**

以下の条件を全て満たす方が対象です。

- ① 県・市等の空き家バンクを通じて購入又は賃借した空き家に5年以上居住する意思を有する方
- ② 平成28年4月1日以後に修学や転勤、結婚による転居等以外で移住し、市内に住所を有する方
- ③ 働き手世帯(世帯の内、少なくとも1人が**60歳未満**)に属する方
- ④ 本人及び同一世帯に属する方が前住所地を含め市町村民税及び固定資産税を滞納していない方
- ⑤ 過去に当該補助金の交付を受けたことがない方
- ⑥ 当該空き家の改修等を行うことができる権原を有している方  
(改修は市内業者を活用してください。DIYも可とします。)



● **補助を受けるには、当該年度の事前申込期間に申込みが必要です。**

※事前申込期間は事前に市のHP等でお知らせします

(<http://www.city.imabari.ehime.jp/eigyous-iijyu/>)

事前申込書(市のHP等で入手できます)に関係書類を添えて、営業戦略課へご提出ください。

事前申込が予算総額を上回った場合は抽選となります(抽選は5月下旬に市役所本庁で実施予定)。

詳しくは事前に以下の連絡先にお問い合わせください。

# 移住者住宅改修支援事業費補助金 (手続きの流れ)

施工業者

2. 見積依頼

3. 見積提出

8. 発注

11. 費用請求

12. 費用支払

申請者

1. 相談・問い合わせ

事業に関するご相談等の受付

4. 事前申込 (郵送可)

事前申込期間 (4~5月中旬) に事前申込が必要です。事前申込書に関係書類を添えて提出してください。

- 事前申込書
- 補助対象事業費の算出根拠
- 住宅の図面 (配置図及び平面図)

5. 抽選

事前申込が予算総額を上回ると抽選となります。抽選は5月下旬に市役所本庁で実施予定です。

6. 申請書提出

申請書と添付書類を提出してください。

- 申請書 (様式第1号) ○事業計画書 (別紙様式1)
- 誓約書 (別紙様式2) ○世帯員全員の住民票
- 市税納税証明書 (同一世帯の納税義務者含む)
- 申請者が補助対象物件に係る住宅の改修等を行うことができる権原を有することを証明する書類
- 補助対象事業費の算出根拠
- 現況写真○住宅の図面 (配置図及び平面図)
- 他の助成制度の申請書の写し (利用した場合のみ)
- その他、市長が必要と認める書類

7. 交付決定通知

交付決定通知書 (様式第2号) で通知します。

9. 変更 (中止) 承認申請

変更承認申請書 (様式第3号) を提出してください。中止承認申請書 (様式第5号) を提出してください。

10. 変更 (中止) 承認通知

変更承認通知書 (様式第4号) で通知します。中止承認通知書 (様式第6号) で通知します。

13. 実績報告

実績報告書と添付書類を提出してください。

- 実績報告書 (様式第7号) ○事業実績書 (別紙様式3)
- 世帯員全員の住民票・補助対象経費の明細書
- 補助対象経費の支払いが確認できる書類の写し
- 完成写真
- 他の助成制度の申請書の写し (利用した場合のみ)
- その他、市長が必要と認める書類

14. 補助金額の確定通知

確定通知書 (様式第8号) で通知します。

15. 補助金の請求

交付請求書 (様式第9号) を提出してください。

16. 補助金の支払い

今治市

## 人口減少率の著しい地域等

- (1)人口減少率が著しい地域
  - ・九和小学校区に属する地域
  - ・菊間小学校区に属する地域
  - ・亀岡小学校区に属する地域
  - ・吉海小学校区に属する地域
  - ・宮窪小学校区に属する地域
  - ・上浦小学校区に属する地域
  - ・大三島小学校区に属する地域
  - ・岡村小学校区に属する地域
- (2)地域振興関連法において指定する地域
  - ・旧吉海町、旧宮窪町、旧伯方町、旧上浦町、旧大三島町、旧関前村の地域
  - ・玉川町龍岡地区の地域
  - ・来島、小島、馬島、比岐島、津島、鶴島、大下島、小大下島

※必要に応じて、空き家の現況や改修状況等を確認させていただくことがあります。また、書類は原則ご持参ください。ご協力をお願いします。